

愛知県公文書館研究紀要 創刊号（二〇一三年三月発行）

永正年間の戸田氏と今川氏

松島 周一

## 永正年間の戸田氏と今川氏

松島 周一

はじめに

戸田氏は十五世紀後半くらいから三河での活動が見えはじめ、特に十五世紀末から十六世紀前半には三河東部の渥美郡田原に拠点を置いて勢力を広げた。一時は今橋すなわち現在の豊橋なども支配下に置き、今川氏や松平氏、織田氏などとのさまざまな関係を築き上げている。三河の戦国史を語る上で、その存在は重要である。しかし、やがて今川氏や松平氏などと対立する中で今橋や田原も陥落し、有力な東三河の地域勢力としては、歴史の表舞台から消えていくこととなった。そのため、この一族自身が残した史料の残存状況は厳しい。<sup>(1)</sup>

しかし、周辺の諸勢力と協調や対立を繰り返していたため、戸田氏の動向はそうした相手側の残した史料などに映し出されることとなった。特に、十六世紀初頭の永正年間には、三河と隣接する遠江で動乱が相次いだこともあり、その中で一方の主役でありつづけた今川氏と、三遠国境地帯の地域勢力である戸田氏との関わりが強くなる。近年では、『静岡県史 資料編 7 中世3』<sup>(2)</sup>や『愛知県史 資料編 10 中世3』<sup>(3)</sup>などの自治体史編纂による史料の発掘、刊行などの成果の上に、こうした今川氏との関わりを視野に入れて当時の戸田氏の足跡を探る優れた研究も出ている。もちろん戸田

氏については以前からの研究もあつたが、<sup>(5)</sup>現在の水準から見ると、修正の必要な部分が多々存するであろう。その意味では、現在に至って、戸田氏についてのより確かな知見を探るための環境がようやく整ってきたともいえよう。小稿では、そうした研究成果に学びつつ、永正年間（一五〇四―二一）における戸田氏と三遠国境地帯の歴史像を探ることを目的とする。

その際に特に留意したいことは以下の点である。まず、永正年間は遠江と三河、今川氏と三河諸勢力との間で衝突が繰り返された時期である。三遠国境近くに勢力を築いた戸田氏の動向は、そうした広範な地域の動乱の中に位置づけることが必要であろう。次に、これまで使用されてきた史料は年代比定などの点でやや疑問が残るものがある。その点で改めて検証を行ないたい。さらに、これまでは十分に活用されて来なかったように見える史料にも、採るべき点があるように思われる。これらの視角を深めることによって、どのような東海地域の歴史像が見えてくるのかを探究していきたい。

## 一、舟形山の戦い

はじめに、この時期の今川氏と戸田氏の関係を象徴的に示すと思われるひとつの事例を挙げてみたい。

史料一『宗長手記』より

……参河の国堺ふなかた（舟形）といふ山に味方（今川勢）あり。田原（戸田）弾正忠・諏訪信濃守已下牢人衆催し、舟方の城うち落す。城守多米又三郎討死す。敵此城を持つ。（朝比奈）泰以、時をうつさず浜名の海渡海して、則うちおとし、数輩討捕。則奥郡過半発向して懸川に帰城。如此十ヶ年、泰以輔佐して泰能にわたし、いとま申、駿河に下り、府中のかたはらに閑居。……<sup>(6)</sup>

【（ ）の中は筆者の注記。以下同】

この史料は戸田氏が今川氏（その配下の朝比奈氏）に敵対し、実際に戦火を交えていたことを物語る具体例である。舟形山（船形山と書く場合も見られる）は現在の豊橋市雲谷町に属しており、この地の北側には浜名湖北部につながる道があり、南を通過すれば浜名湖の南側を通る道筋へと連なる。ここを軍事的に押さえることは、三河と遠江を結ぶ主要な通行路に対して睨みをきかせることを意味したと思われる。遠江の今川氏と三河東端に位置する戸田氏とがこの地域で衝突することは、四囲の状況次第では必ずしも奇異な話ではないであろう。しかし、この史料に描かれたことを事実としてより具体的に確定していこうとすると、なかなか一筋縄ではないのである。

まず、戸田氏が舟形の城を落としたのはいつか。たとえば『静岡県史通史編2 中世』<sup>(7)</sup>（以下、『静岡通史』と略記する）は明応八年（一四九九）とし、それを朝比奈泰以が奪還したのも「即時」としている（六五六頁）。

おそらく同年内の出来事と把握しているのであろう。こうした理解の背景には、引用した史料一の前に「……（今川）義忠帰国途中の凶事廿余年に

や。（今川）氏親（遠江に）入国、静謐といへども、隣国（三河）の凶徒たゆる事なし」との説明があり、義忠の戦死が文明八年（一四七六）とされることから、舟形城の攻防を二十余年のちである明応年間とする認識があつたのではないか。しかし、『宗長手記』は厳密な年代記ではなく、あくまで今川氏や朝比奈氏の歴史と功績を紀行文の中に組み込んだ作品であり、その文章をどこで切り、どこでつなげるかという読み方によって、そこから得られる情報も揺らぎを持つてしまう。たとえばこの「廿余年」を「氏親入国」すなわち今川氏が遠江への進出を再開するまでの期間と捉えれば、そのあとに何年にもわたって展開した三河の「凶徒」との戦いのひとつの事例として述べられる舟形山の戦いについては、その年数に縛られる必要はないのである。この年代比定は、他の史料とも突き合わせつつ、もう少し柔軟に可能性を探る必要がある。

なお、泰以による舟形山の奪還に際しては、『今川家譜』が「大将兩人ヲ討取ル」<sup>(8)</sup>とも伝えており、これに従えば「田原弾正忠・諏訪信濃守」が戦死したことになる。もし事実であれば、戸田氏にとっては、当主の戦死という大事件である。この記述が信頼できるかどうかは改めて検証が必要となろうが、このような話が伝わるほどに戸田氏と今川氏が激しく衝突していたことは想定してもよいであろう。そうした両者の関係は、いつ頃から、どのような形で推移していたのであろうか。この検討を進めるためには、戸田氏と今川氏の関係を少し整理して辿ってみる必要がある。以下では、三河と遠江で動乱がつづいた永正年間に視点を据えて、両者の関係を確認していく。

## 二、今川氏と戸田氏の関係の推移

そこでまず、次の史料が重要になる。

### 史料二「今川氏親書状写」

先度以状申述候。為其国（三河）合力、来十六日諸勢可差越候。田原（戸田憲光）申合、抽而其動肝要候。例式於無沙汰者不可然候。此方勢衆逗留之内ニ細川ニ一城取立、上野通路無相違候様ニ調談專一候。此儀就庶幾者、各以近番、加西衆可被相踏候。巨細諸勢相立候時可申越候。為心得先兼日申述候。恐々謹言。

（永正三年）八月五日

氏親判

奥平八郎左衛門入道（貞昌）殿<sup>9</sup>

### 史料三「伊勢宗瑞書状」

……次当国（三河）田原彈正（戸田憲光）為合力、（今川）氏親被罷立候。拙者（伊勢宗瑞）罷立候。御近国事候間、違儀候ハ、可憑存候。

（永正三年）九月廿一日

宗瑞（花押）

謹上 小笠原左衛門佐（定基）殿

御宿所<sup>10</sup>

永正三年（一五〇六）に伊勢宗瑞率いる今川勢が三河に侵攻し、矢作川周辺の西三河まで軍勢を進めた「永正三河の乱」は、新行紀一氏によって

見出され<sup>11</sup>、当時の幕府や東海地域の政治軍事動向を理解する上での重要な要素と認められることとなった。史料三、四は、その侵攻に先立ち、氏親が三河の奥平氏に与えた書状、ならびに侵攻後に宗瑞が信濃の小笠原定基に送った書状である。ここで氏親は、「田原申合、抽而其動肝要候」と述べる。この時、氏親にとって戸田憲光は、味方となる奥平氏が「申合」わせるべき存在なのであり、自軍の一員に数えられる者なのであった。宗瑞の場合にはもっと直截に、自分たちの軍事行動が戸田氏への「合力」のためであると力説する。宗瑞の場合は他国への侵攻を正当化するための口実として述べていることかもしれないが、少なくともそれが虚偽と受け取られないような戸田氏と今川氏の良好な関係が、この時期に存在していたことは認めてもよいであろう。従って、戸田氏が今川氏と敵対するような状況は、この永正三年よりもあとに起こったと想定することが妥当なのではなからうか。

そうした今川氏と戸田氏の関係が悪化したことを示す史料は、まず次の書状が挙げられるべきであろう。

### 史料四「今川氏親書状」

依無差題目、遙久不能音問候。素意外候。其国（信濃）如御本意之由候。目出於此方令歡喜候。就中參州儀、田原彈正（戸田憲光）兄弟数年憑此方候之間、度々成合力来候処、近日敵令同辺候。前代未聞候哉。就其可成一行所存候。毎事無御等閑候者、可為本懐候。何様重而可申述候。委曲之旨、瀬名可令申候。恐々謹言。

三月十日

源（今川）氏親（花押）

謹上 小笠原左衛門佐（定基）殿<sup>12</sup>

氏親が信濃の小笠原定基に送った書状である。「參州儀、田原彈正（戸田憲光）兄弟数年憑此方候之間、度々成合力来候處、近日敵令同辺候」の部分が目される。それまでは「度々成合力来」というのであるから、前の史料三、四のような状況が相応しいであろう。しかし、それが「近日」敵対関係に変わってきたというのである。それは「前代未聞」と非難されるようなものであり、単に関係が疎遠になるといった程度のことではなく、具体的な衝突が起こっていたことも推測されよう。ただ、そうした重要な史料ではあるが、これまではその年代を具体的に詰める作業が乏しいままに使用される傾向があったように思われる。<sup>13</sup>

ここで改めて確認しておきたいのは、氏親がこの書状を送ったのは永正八年（一五一一）より以前であったということである。小笠原定基は永正八年八月二十三日に没したというから、永正九年以降ではこの書状が存在し得ない。すなわちここまで挙げた史料からは、戸田氏が今川氏との間に緊張関係を生じさせていったのは、永正三年よりあと、永正八年までの間のことであったと想定されるのである。

その上で、氏親が戸田氏について「敵令同辺」むと述べていることに注意したい。すなわち戸田憲光の行動は、単独ではなく、他勢力とも共同での反今川戦線の構築であったことになる。この時期に、そうした反今川勢力の動きが見出せるのであろうか。

かつて筆者は、次の朝比奈泰熙書状から永正六年頃の三河・遠江状勢について検討したことがある。<sup>15</sup>

#### 史料五「朝比奈泰熙書状」

……仍ひきま（引間）之儀、昨日申廻、駿府へ注進届候。只今申廻ニ

弟弥三郎（朝比奈泰以）罷越候。今日必々屋形（今川氏親）藤枝迄着陣、明日者懸河へ可被出着候。其御城（堀江城カ）如何ニも堅固御踏簡要候。三河衆何万騎立候共、合戦者安間たるへく候。返々屋形出陣必定候。……

十一月一日申廻  
朝比備  
泰熙（花押）

大沢殿

小笠原右京進殿<sup>16</sup>

#### 史料六「朝比奈泰熙書状」

……左候間、爰許事ハ子細候て、大瀬・有玉・市野・小松・平口・蒲二陣取候。明後日廿五日ニ必（天竜）河を被越、廿六日ニハ引間へ可被出詰候。可被成其御心得候。廿六日ニハ早天より武ひきま（引間）へ可越候由、可被仰付候。明後日河を越候者、則以飛脚可申候。三州之様体承候分者、改不可有指儀候哉。しかとの儀（承）候者猶々可承候。明後日可越河候間、不及巨細申候。……

十一月廿三日  
朝比奈備中守  
泰熙（花押）

大沢殿参人々御中<sup>17</sup>

【（ ）の中は見せ消ち】

大沢氏は遠江西部、現在の浜松市内に属する村櫛庄で活動した武士とい<sup>18</sup>う。村櫛は、引間（浜松市内）に敵勢が侵攻した場合に、その後方を遮断するための拠点となる。『静岡』はこの両通をそれぞれ五二八・五三〇として採録し、ともに年次を永正七年に比定している。<sup>19</sup>この引間の攻防につ



いては、『宗長手記』が

史料七『宗長手記』より

又八九年して大河内備中守（貞綱）おほけなきくはた（企）て。浜松庄に打入、引馬（引間）にして当国牢人等百姓以下を楯籠らす。則（朝比奈泰熙が）発向。今度は悉寺庵在家放火。大河内及生害処、されとも吉良（義信）殿御代官につきて懇望、先以免せられ、各帰陣。泰熙其冬不慮に病死。……<sup>(20)</sup>

と述べており、泰熙の没年のこととされるから、永正七年に起こった事件であった。泰熙が没したのは永正七年の大晦日なのである。<sup>(21)</sup> 泰熙の引間攻めという共通項があることからみて、史料五、六が大河内貞綱の引間侵攻への対処であったことはほぼ確かである。これはあくまで筆者の推測であるが、『静岡』が史料五、六の年次を永正七年に比定したのは、こうした貞綱の引間侵攻や泰熙の死没時期との関係によるものであったのではないか。ただ、筆者は史料五、六を永正七年に比定することには懐疑的である。

永正七年大晦日に没した泰熙は「いまハの五日六日のさきの日まで連歌興行ありし」という。すでに戦陣から戻って時間的に余裕ができていたのであろう。十一月末に引間への出陣のために天竜川渡河を考えていた状況からは、少し急すぎる展開と思われる。また、この時の引間攻めは「寺庵在家放火」など、籠城する敵を次第に締め上げるための戦術が使われており、さらに当時は京都にいた吉良義信との連絡がとられるなど、かなり時間をかけた戦いであったように見える。従って、史料五、六は永正六年末

のものであり、そこから翌年にかけて引間での戦いがつづいたと筆者は考え、史料の年次比定を行なったものである。

こうした年次の比定は、三河国大浜の称名寺に対して、永正九年に松平信忠が「永正三年寅より巳之年（永正六年）以来、乱中之敵味方打死之面々為吊（巾）」に田地を寄進していること<sup>(22)</sup>とも符合する。三河の武士たちにとって、今川氏の侵攻は永正三年にはじまり、永正六年に一応の終熄を迎えた出来事なのである。今川氏を撃退し、それを追う形で遠江国境を越えた「三河衆」の攻勢がつづいたと考えれば、諸々の史料の語るところがうまく整合する。

すると、永正六年末から遠江西部の今川勢は、「何万騎立候共」と相当規模にのぼるとみられた「三河衆」による攻勢に対して、防備の態勢をとるようになっていたことになる。大河内貞綱の引間侵攻は、その最も先鋭な部分であり、史料七はそれを撃退した泰熙の活躍を描くことで、この「三河衆」との戦いを象徴に述べていたと思われる。

三河から遠江へ、かなり大規模な攻勢がかけられたとすれば、その国境地帯に勢力を有した戸田氏も無関係ではいられなかったはずである。さらに、両国の堺に位置し、南北に主要な交通路が位置する舟形山の確保は、今川氏にとっては三河からの進撃への防壁として、三河側からは遠江への攻勢の経路として重視されることになる。戸田氏による今川氏への敵対行動は、この段階で顕著になったと考えられる。前掲の史料四は、宛先が小笠原定基であることとあわせて、おそらく永正七年段階のものであるう。

### 三、浜名神戸と大福寺

永正三年（一五〇六）の今川氏による三河侵攻の時期に、戸田氏は遠江に所領を得ていたことが知られる。年次は不詳であるが、現地の武士である浜名政明が「以前田原仁当神戸中知行之時」と述べており、<sup>(23)</sup> 浜名湖の北側に位置する浜名神戸の中に戸田氏の知行地が存在したことは確かである。戸田氏は代官の齋藤氏を送り込み支配を行なっていた。<sup>(24)</sup> この齋藤氏の存在が、戸田氏と今川氏の関係を考える場合のひとつの鍵となるように思われる。それを検討するために、まず齋藤氏が現地の大福寺との間で問題を引き起こしていた事実から述べていきたい。今川氏の下で浜名湖周辺の支配にあたっていた福嶋助春の一族である福嶋範能は

#### 史料八「福嶋範能書状」

去廿日御状、同廿二日令拜見候。仍代官齋藤被官、北原山切取、結句為相当門屋者はき取、打擲儀、言語道断儀候。同名左衛門尉（福嶋助春）留守の事候間、我々かた書状を遣候。依其返事田原（戸田憲光）へも可相届候。可被御心安候。……

十二月廿三日

玄蕃允（福嶋）範能（花押）

謹上 実相坊<sup>(25)</sup>

と大福寺側に述べている。おそらく戸田氏の支配が認められた浜名神戸に隣接する北原山にも、代官の齋藤氏が開発の手を伸ばしたところ、その地については大福寺が領有を主張し、齋藤側の不当を告発したものである。

う。その訴えを受けた福嶋範能は、場合によっては代官の行為について戸田氏の責任を追及する姿勢も示していた。『静岡』『愛知』ともにこの史料の年次を永正四年十二月に比定している。ただし、この史料を含む「大福寺文書」の封紙の上書きは中身と不一致の状態になっているらしく、『静岡』では史料八と組み合わせられた封紙の「永（正）五正月状」を「懸紙は本文書のもの異なる」と注記している。一方、『愛知』はそれらの不一致を整理しようとしたらしく、史料八には「永正四極月状」と上書きのある封紙を組み合わせている。確かに「極月状」とある以上、十二月廿三日付の史料八と組み合わせることが妥当であり、筆者もこの史料を永正四年十二月のものとする比定に従う。多少の補足を加えれば、ここで福嶋側が「田原へも可相届候」と戸田氏との連絡を当然としている点も、戸田氏が反今川氏の姿勢を示す永正六、七年よりも以前の書状であることを示している。さらに、こうした大福寺の訴えに対して戸田憲光が、

#### 史料九「戸田憲光書状」

御状委細拜見申候。仍浜名之大福寺之中之賛寺号、并北原与申在所御寄進之由承候。彼在所之儀、二百年三百年之内、寺領ニ罷成候事なき由申候へ共、従 上様（今川氏親）被成御判候由、蒙仰候間、不及是非渡申候。此間（旨カ）可預御披露候。将亦社家方之事、度々如申入候、自権太方長者御百性（姓）一人召置、以鐘（謹）責催促候。然共従豆州（伊勢宗瑞）御意候之由候間、不及菟角候。早々一途被仰付候ハ、可然存候。恐々謹言。

八月廿一日

弾正忠（戸田）憲光

謹上福嶋左衛門尉（助春）殿<sup>(26)</sup>

と反論している史料も参照したい。憲光は、かなり厳しく大福寺の行為を非難したものの、今川氏親が北原山を大福寺領とする判物を出していること、また伊勢宗瑞が大福寺による強制的な租税の徴収を認めていることなどに抵抗できず、結局は北原山から斎藤氏を撤収させている。ここで伊勢宗瑞の名前が出されているのは、これが宗瑞を指揮官とする今川勢の三河侵攻、すなわち永正三年から六年の間に懸かる出来事であったためと思われる。このようにみえてみると、やはり史料八は永正四年十二月廿三日に比定するのが妥当であろうし、史料九はその翌年の永正五年八月廿一日のものと考えて間違いはないであろう。

この時期に戸田氏が遠江に所領を得ていたのは、今川氏が三河侵攻を行なうにあたっての基盤固めの一環としての現象であった。今川氏親は永正二年二月、奥平貞昌に浜松庄周辺の所領を与えている。<sup>(27)</sup>史料二にみえるように、奥平氏も戸田氏とともに今川方に与していた。戸田氏が浜名神戸を得たことも、奥平氏の場合と同じ文脈で理解できると思われる、今川氏が永正年間の初期に、三河の連携相手に領国内の所領を与えていたと想定することが妥当であろう。ここまで述べたことは、以下で今川氏と戸田憲光の衝突について検討するための前提としての事実確認である。

#### 四、戸田憲光の最期

こうした戸田氏の浜名神戸支配はいつまでつづいたのであるか。その点について考えることは、当時の戸田氏を襲った大きな問題を見出すことにつながると思われる。次の史料に注目したい。

#### 史料十「善勝書状写」

状之躰念入存候。此状ヲ被遣候而、とかく之儀被申候者、急度承候而 上意へ申候而、届可申候。

就御寺領之儀御札拝見申候。此儀ハ去々年治部卿罷下、御屋形様（今川氏親）へ申上候之処、被聞召分、御判を左衛門殿（福嶋助春）御奏者にて被申請、田原（戸田憲光）へも被申届候歟。今度就打死、代官斎藤方・おわら方、其方へ罷越、きふく（帰服）被申候由承候。如何様之時儀に候哉。無御心元候。左候者、拙者未申通候而、自此方不申候。ふきよくさい被申通候間、一筆を進候。尚々於此上堅被申候者、此使同道にて可有御越候。委細此使可被申候。恐々謹言。

十一月廿八日

一枝斎

善勝（花押影）

大福寺御同宿<sup>(28)</sup>

この書状は「田原」すなわち戸田氏への言及があり、また浜名神戸の代官である斎藤氏や近隣の大福寺が登場するなど、戸田氏関係の事実を探究する上で貴重な史料になると思われる。ただ、これを利用するためにはいくつかの課題が残ることも確かである。年次比定もなされておらず、また差出人の「一枝斎善勝」も管見の限りではほかに関係史料を見出すことができなかった。

ただ、手掛かりがないわけでもない。追而書をみると、この善勝は「上意へ申」することができる立場のようである。この「上意」は、文脈から「御屋形様」すなわち今川氏親とみて間違いはないであろう。また、大福寺の僧が氏親のもとを訪れ、福嶋助春を経由して判物を得ていることも承知し



ているなど、氏親の近くに身を置いていたことが窺える。おそらく、この人物は右筆や御伽衆など、何らかの形で大名に近侍する存在ではなかったか。文中に出てくる「ふきよくさい」も同様であろう。筆者はこの書状を、大福寺がそうした側近を通して氏親の意向を尋ねようとした問題についての返書と考える。

年次については「去々年治部卿罷下、御屋形様へ申上候之処、被聞召分、御判を左衛門殿御奏者にて被申請、田原へも被申届候歟」の部分が参考になる。大福寺の僧である「治部卿」が氏親のもとを訪れ、寺領としての北原山などを判物によって安堵されたということであり、田原憲光にもそれが触れられたということであろう。そうであれば、前掲の史料九はこうした経緯によって憲光が北原を放棄せざるを得なくなった結果のものであったと考えられる。そこでの「従 上様被成御判候由、蒙仰候」が、こちらの「御判を左衛門殿御奏者にて被申請、田原へも被申届候」に当たるわけである。すでに見たように、永正四年末頃から北原山をめぐって戸田代官の齋藤と大福寺の相論があったのであるから、憲光の北原放棄はその翌年、永正五年のことと考えるのが妥当と思われる。それが「去々年」なのであるから、この善勝書状は永正七年末のもの、ということになる。

では、この書状のもととなった大福寺の「御札」は氏親のもとに何を伝え、意向を仰ごうとしたのか。善勝が「承」ったのは「代官齋藤方・おわら方、其方へ罷越、きふく（帰服）被申候由」であった。戸田憲光が浜名神戸に派遣していた代官の齋藤氏が大福寺に対して「帰服」したいと申し出た、ということである。<sup>(29)</sup>この「帰服」は大福寺に対してというよりも、今川氏に対してであろうし、だからこそ大福寺も氏親の間近にいる善勝にまず「御札」を送っていたと思われる。「おわら方」は未詳であるが、齋

藤氏同様に戸田氏の代官をつとめていた武士ではなからうか。こうした齋藤たちの動きに、善勝は「如何様之時儀に候哉」いったいなにごとであるか、と突き放す姿勢をみせ、自分からは齋藤たちへの連絡役になるつもりはない、ただ同僚の「ふきよくさい」はやってくれるであろうから、こちらに伝えておく、と述べている。

すなわちこの書状が語っているのは、永正七年末の時点で、浜名神戸における戸田氏の代官たちが今川方への鞍替えを求めようになっていた、ということなのである。「去々年」の永正五年、戸田氏は北原山から撤退せざるを得なかったが、浜名神戸にはなお代官を置いて支配をつづけていたことが分かる。その枠組がこの時に崩れ、代官たちが戸田氏を見限ることとなった。なぜそうなったのか、善勝はその理由を「今度就打死」き、と述べる。これは誰の「打死」を指しているのか。

その前からの文章の流れは「去々年」すなわち永正五年に大福寺の寺領について今川氏親が安堵の判物を出し、北原山を争っていた戸田憲光にもそれが示された、ということであった。そして今回「打死」したので代官の齋藤たちが……と話がつづく。この流れをみる限り、「打死」したのは「田原」と記される戸田憲光と理解するしかないであろう。おそらく、これまでに憲光が永正七年に没していたと説明されることはなかったと思われる。<sup>(30)</sup>しかし、史料十の内容と、それがどのような展開の中に位置づけられるのかを検討していくと、そうした結論に達せざるを得ないのである。このように考えると、善勝が齋藤たちの「帰服」を突き放して見ていることも、主人の「打死」によって不利な立場に置かれるとたちまちそれまでの態度を翻した姿に違和感を抱いたため、と理解できるであろう。

## 五、再び舟形山の戦いについて

ここで話を史料一の舟形山の攻防戦に戻したい。朝比奈泰以が戸田氏を撃退したとされるが、その際には泰以の軍勢が「大将兩人ヲ討取ル」と『今川家譜』に伝えられることもそこで触れた。これは「田原弾正忠・諏訪信濃守」を指すしかないのである。戸田氏の歴代も「弾正」や「弾正忠」を称したようであるが、<sup>(31)</sup>永正年間ということになると憲光と考えるしかないから、この時点で「田原弾正忠」が討ち取られたのであれば、それは憲光が「打死」したということである。このようにみていくと、永正七年（一五一〇）に書かれた史料十は、舟形山の戦いについての『今川家譜』の記述を裏付ける同時代史料ということになるのではなからうか。以上から、筆者は舟形山の戦いを永正七年に起こったものと理解している。それも、史料十の日付との関係で考えれば、後半から年末に近い頃のことであろう。おそらく、これまでにこうした見解が提示されたことはなかったと思う。では前後の状況からみて、こうした筆者の見方が成り立ち得るのであるか。

すでにみたように、永正六年末には後退する今川勢を追って「三河衆」が遠江へと侵攻していたようである。その先鋭な形が引間城への大河内貞綱の進出と、翌永正七年にかけての朝比奈泰熙との攻防であった。その過程では、三遠国境に位置を占める戸田氏が「三河衆」の一員となっていたことも自然な展開であったろう。一方、貞綱を撃退した今川氏にとって、そうした東三河の状況は、ようやく小康状態を取り戻したはずの自らの領国の隣接地域に、直接的な脅威となる敵対勢力が残ったままになっている、

ということに他ならない。それに対抗して、国境地帯に防備のための施設を置くことは十分に有り得たと思われる。それが舟形山に城を築き、多米又三郎を守将とすることであったのだろう。しかし、それは逆に、戸田氏にとっての脅威となり、その攻撃を誘発することになった。そこからさらに朝比奈泰以の反攻につながり、迎え撃った憲光が討ち取られる展開となったと考えれば、すべてのピースがはたかってくるようになる。この時期の三遠国境は、今川氏の三河からの敗退、遠江での「三河衆」による戦火の拡大と今川氏による鎮庄などの事態が相次いでいた。その中で、今川氏と戸田氏双方の危機感の連鎖が、舟形山をはじめとする国境地帯での戦闘を激化させていたのである。以上のように、筆者は舟形山の戦いを永正七年に位置づけることは、その前後における地域の動向とも矛盾しないと考える。

なお、筆者のように舟形山の戦いが永正七年のことであったとすると、なぜ今川方では朝比奈泰以が大将であったかという疑問が残るかもしれない。<sup>(32)</sup>この時にはまだ、朝比奈泰熙が存命であったことになるからである。これについて史料的に明確に答えることはできず推測を述べるしかないが、ひとつには総大将としての泰熙の役割は遠江西部から大河内氏をはじめ三河勢を撃退することで一段落となり、そのあとの三遠国境への派兵はむしろ残敵掃討として弟の泰以に委ねられたと考えれば不自然さはない。また、年末に逝去する泰熙の体調がすでにすぐれないものとなっていたのかもしれない。これらはいくまで推測に止まるが、そうした可能性がある以上は、泰熙の生前であろうとも泰以が三河派兵の大将となることを否定する必要はないと筆者は理解しており、それゆえ右述のような歴史像が諸史料の述べるところとより整合すると想定しているのである。

## 六、その後の西遠江と戸田氏

戸田憲光の戦没という大事件があったあとも、今川氏と戸田氏の緊張関係は継続していたと思われる。この時期、遠江西部が戦場となる状況はなかなか収まることはなかった。すでにみたように、大河内貞綱の引間侵攻と失敗、吉良義信が仲介しての貞綱の助命など一連の動きがあったのは、永正七年（一五一〇）のことであった。そのあとは、遠江回復を策す尾張守護斯波義達が貞綱とともに乗り込んでくるようになる。永正九年閏四月、駿河の伊達忠宗は前々年すなわち永正七年十二月以来の戦功をまとめ、今川氏に軍忠状を提出している。そこには、この一年半の間、斯波義達とその軍勢が浜名湖の北方を主要な舞台として活動していたことが詳しく綴られていた。<sup>(33)</sup>

永正十年、斯波義達が遠江に出陣し、浜松北方の深嶽（三岳）城に籠ったが、朝比奈泰以に攻められて尾張に撤退している。そして最大の戦いとなったのが、永正十四年（一五一七）の夏から秋にかけての引間城の攻防であった。泰以が周囲の敵城を掃討しつつ引間に迫り、六月から八月にかけて二月余りにわたる激戦がつづいたらしい。八月十九日に引間は落城し、大河内貞綱は戦没、斯波義達は捕らえられ出家させられた上で尾張に送還された。<sup>(34)</sup> これによって、今川氏が斯波氏を排除して遠江を支配する東海地域の勢力図が確定したのである。

こうした義達の活動地域をみると、おおよそ浜名湖の北側と、東側に当たる。尾張の斯波領国からそこに軍勢を送り込むためには、經由地の三河の東部で、今橋周辺から浜名湖の北と南どちらかに向かう道筋をとる必要

がある。いずれにしても、舟形山周辺やそれに連なる山々を確保しておくか、あるいはそこに駐屯する今川勢を排除するか、などの対応が必要になる。その過程では、さらなる戦闘が重ねられたと考えるしかない。ただ、その主力は戸田氏ではなく斯波氏となっていたのであるが、今川氏にとつては三遠国境地帯が不穏な状態のままであったことは同じであろう。そのため、永正十四年八月、斯波義達と大河内貞綱の脅威を最終的に除去することに成功した今川氏は、その余勢を駆ってであろう、この地域に大規模な軍事行動を展開したようである。それは次の史料から明らかである。

### 史料十一「戸田政光判物」

今度駿河衆郡内江乱入仕候時節、雑人共対御寺江申致不儀候事、無是非次第候。雖然愚拙疎略不存、其意趣数々度依申上候、被聞召分御堪忍忝奉存候。猶自今以後者堅申付、玉栄様御一行并祖父全久（戸田宗光）如置文、不可有相違所如件。

永正拾伍稔（戊寅）正月卅日 田原（言田）左近尉 政光（花押）

進上

長興寺参衣鉢侍者御中<sup>(35)</sup>

### 【一】の中は割書

長興寺は田原市内にあり、戸田氏からも保護を受けていた。そこに、戸田政光が、「駿河衆」すなわち今川勢の「渥美」郡内「侵入」にともない、自らの配下（「雑人共」）の濫妨行為があったことを詫言っている。永正十五年（一五一八）の正月のことである。その直前に今川勢の攻勢があったと

すれば、それは前年八月の引間城の勝利からほぼ連動した軍事行動であったということになる。

なお、この史料については、史料一と関連させて、舟形山の戦いを永正十四年末のこととし、そのあと今川氏（朝比奈泰以）の軍勢が「奥郡」（渥美半島）に攻め入った、という流れで捉える見解がある。<sup>36</sup>史料一と史料十を一を連関させ得るとの見通しは確かに鋭いものである。ただ、この二つの史料が直接につながることは自明ではなく、あくまでひとつの想定であると思う。筆者が述べ来たったこともまた、一個の推測にすぎないのであるが、それでも史料十が永正七年のものである以上、舟形山の戦いもその時点でのことと位置づけることがより整合的なのではないかと考える。おそらく、永正六年以降ずっと三河方面からの脅威にさらされていた今川氏が、それに反撃することも含めて国境地帯の戸田氏の支配地近くまで戦線を広げることは、小規模なものであれば実際には珍しくない出来事であったろう。それに対して永正十四年の今川氏の攻勢は、たとえ舟形山の戦いに関わらなくとも、斯波・大河内に最終的な勝利を収めた直後のものであったために、それまでにないほど大規模なものとなり、史料十一が出されるような展開につながったと、筆者は理解している。

### おわりに

渥美郡など三河の東端に勢力圏を持つ戸田氏は、遠江をめぐる状況からさまざまに影響を受けざるを得なかった。永正年間には、その前半に今川氏の三河侵攻と撤退、「三河衆」による遠江への反攻、後半には大河内貞綱や斯波義達などの遠江への侵攻と敗退という大きな出来事が繰り返されて

いた。どの場合にも、戸田氏が無関係のままであることは困難であったと思われる。その中で、当初は今川氏と連携していた戸田氏は、やがて三河からの反攻とともに反今川氏の姿勢を明確にしていた。ただ、その直後には三遠国境の舟形山をめぐる攻防の中で、当主の戸田憲光が戦没している。後継の政光は、おそらくそののちも反今川氏の姿勢を維持していたであろう。永正十四年まで、尾張、三河方面からの遠江侵攻が繰り返されており、それらの勢力が戸田氏の援護に期待するところは大きかったと思われる。それだけに、今川氏が最終的に遠江支配を確立した段階で、戸田氏は強い攻勢にさらされることとなった。筆者はこうした展開を想定するところが、諸史料の語るところと最も整合的であると考えている。

このように当時の戸田氏が置かれていた立場に着目しながら、その周辺の動向にも視野を広げていくと、永正年間とは遠江と三河、すなわち今川氏と三河諸勢力の力関係が大きく変動し、以降の歴史につながる枠組があらわれてくる段階であったと位置づけることが可能であろう。永正三年の頃には今川氏が三河に侵攻し、矢作川近くまで進出して松平氏を中心であった岩津家を滅ぼしたともいわれる。しかし、間もなく今川勢は三河からの撤退に追い込まれ、逆に遠江へと侵攻する三河勢の脅威に何年にもわたってさらされつづけることになった。確かに今川氏はそれを撃退しつづけているし、今日のわれわれもそうした史料に接しているため今川氏の優勢というイメージを持ってしまいがちであるが、冷静に考えれば今川氏は三河に対してほぼ受身の状態に置かれているのである。永正十四年こそはそうした展開に最終的な決着がつけられた時期なのであり、そこで今川勢が戸田氏領の奥深くへと侵攻したことを記している史料十一は、今川氏が遠江の領国化を完成させ、もはやそれまでのような三河からの侵攻を許さ



ず、逆に三河へと兵を進める態勢を築き上げたという、東海地域の歴史構造の転換を象徴的に示すものではなからうか。この段階を経ることによって、天文年間における松平氏や三河諸勢力の動揺とそこに介入する今川氏の立場が用意されていったといえよう。そうした永正年間の歴史的段階を具体的に捉えていくための切り口として、戸田氏とその周辺を位置づけることが可能であり必要であろうと筆者は考えている。

ただ、この時期の戸田氏について語るための史料には、史料一や七のような紀行文や、史料二以下のような書状が多く、その年次比定も容易ではない。これまでも、そのための作業が必ずしも詰められておらず、重要な史料についても、用い方に一考を要したり、使用されないままになってきたりした部分があったと思われる。筆者なりにそうした点に留意して検討を進めてきたつもりであるが、なお不十分な点も残っている。大方のご批判を仰ぎたいと思う。

- (1) 戸田氏関係の文書史料については、新行紀一氏「近世における戸田氏研究」(『愛知県史研究』創刊号、一九九七年)が簡潔にまとめている。
- (2) 静岡県、一九九四年。
- (3) 愛知県、二〇〇九年。
- (4) 近年では、山田邦明氏「戦国時代の東三河―牧野氏と戸田氏―」(あるむ、二〇一四年)、『愛知県史 通史編3 中世2・織豊』(愛知県、二〇一八年。以下『愛知通史』と略記する)など。
- (5) 戦前には大口喜六氏『国史上より見たる豊橋地方』(新訂増補豊橋市史談刊行会、一九三七年)、戦後にも『豊橋市史 第一巻』(豊橋市、一九七三年)などが戸田氏について紙筆を割いている。
- (6) 『静岡県史 資料編7 中世3』六七五号史料(以下、『静岡』六七五のように略記する)。『愛知県史 資料編10 中世3』八八〇号史料(以下、『愛知』

八八〇のように略記する)。

- (7) 静岡県、一九九七年。
- (8) 『静岡』六七六。
- (9) 『静岡』四〇六。『愛知』六八八。
- (10) 『静岡』四一〇。『愛知』六九二。
- (11) 『新編岡崎市史 中世2』(岡崎市、一九八九年)五四五頁以降。
- (12) 『静岡』六七七。『愛知』八八一。
- (13) 『静岡』『愛知』ともに、この氏親書状を、渥美郡侵攻の史料に懸けて永正十五年部分に収めている。
- (14) 『越前勝山小笠原家譜』(『信濃史料 第十巻』所収、三三二頁。信濃史料刊行会、一九五七年)。
- (15) 拙稿「永正前後の吉良氏について」(『尾張・三河武士における歴史再構築過程の研究』平成16年度〜平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、二〇〇七年)。
- (16) 『静岡』五二八。
- (17) 『静岡』五三〇。
- (18) 『静岡県史 通史編2 中世』(以下、『静岡通史』と略記する)五三〇頁。
- (19) 『愛知通史』はこれらを永正十年の出来事と関連させて取り上げる(六一頁)が、それでは泰熙の没後となってしまうため従えない。
- (20) 『静岡』五三三。『愛知』八五一。
- (21) 『静岡』五三二。
- (22) 『愛知』七七五。
- (23) 『静岡』四五四。『愛知』七二二。
- (24) 『静岡通史』は斎藤氏を今川氏の「御料所」の代官とする(六七六、七頁)が、諸史料を読む限りでは、そうした理解は困難であると思われる。
- (25) 『静岡』四四二。『愛知』七二〇。
- (26) 『静岡』四五二。『愛知』七二三。
- (27) 『静岡』三八一。『愛知』六六〇。
- (28) 『静岡』四四七。『愛知』七一六。
- (29) この「きふく」を筆者のように「帰服」ではなく、「忌服」として斎藤氏や「お



わら」氏が大福寺に対し主人の喪に服したいと申し出た、とする解釈もあろうか。ただ、筆者はそうした解釈をとらなかつた。喪に服するということであれば、それは基本的には大福寺との折衝で済む話ではなからうか。わざわざ氏親のもとまで問い合わせる必要があるのか疑問が残る。また、服喪を口実とした今川氏との停戦のための仲介を大福寺に求めたのであれば、大福寺は現地の司令官である朝比奈氏のもとに問い合わせたのではなからうか。それがわざわざ氏親に使者を送ったのは、斎藤氏などの求めたことが、今川氏そのものへの鞍替えであったためと思われる。さらに、斎藤氏たちが「打死」した主人の喪に服するというのであれば、それ自体は自然なことであらう。仮に大福寺がなんらかの理由で氏親のもとまで問い合わせたとしても、それを受けた善勝ひいては氏親が「如何様之時儀に候哉」と困惑する必要はなかつたと思われる。今川氏への「帰服」であるからこそ、それが信頼できることなのか、現地の状況はどうなっているのか、と説明を求める必要があつたのではなからうか。以上のような理由から、筆者は当面は「帰服」の解釈をとるものである。

(30) 『寛政重修諸家譜』では憲光が「永正十年十一月朔日」に没したと記す（『寛永諸家系図伝』では没年の記載はない）。こうした後世の記録も史実を探る上で貴重であるし、十分に尊重されるべきものと考えるが、同時代史料によってそれと異なる情報が得られる場合には、改めてその限界を認識することも重要であらう。

(31) たとえば『愛知』二〇八では伊勢内宮の祢宜が神領回復を「富田（戸田）弾正殿」に訴えているが、文明十三年（一四八一）という時期からみて、これは憲光の父である戸田宗光であらう。

(32) 糟谷幸裕氏「三河舟方山合戦の時期について」（『戦国史研究』三七、一九九九年）。

(33) 『静岡』五六三。

(34) 『静岡』六五五。『愛知』八五一。

(35) 『静岡』六七四。『愛知』八七八。

(36) たとえば前掲（注4）山田氏『戦国時代の東三河』二六、七頁。

（愛知教育大学教育学部）